

大洲市第3期行政改革大綱
&
大洲市第3期集中改革プラン
(平成27年度～31年度)

大 洲 市

平成27年6月

大洲市 第3期行政改革大綱

平成27年度～31年度

はじめに

平成１７年１月の１市２町１村の市町村合併により、新大洲市として船出をして、既に１０年が経過しました。

合併後、大変厳しい財政状況であったため、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、財政の健全化を最優先に進めてまいりましたところ、徐々にではありますが財政状況は改善しているところです。

しかしながら、近年の都市部での景気回復傾向も、地方にあっては景気や雇用面など明確な回復が中々見込めず、また、平成２７年度からは普通交付税の合併算定替の特例による加算が段階的に縮減されることから、地方の財政は、先行きに明るさが見えず、大変厳しい状況であると考えております。

このような中ではありますが、当市は総合計画に掲げる「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指して、継続して様々な取り組みを実施いたしております。市民サービスセンターの開館などによる市民サービスの向上や、産業振興に向けての農林水産品の６次産業化等に取り組んでまいりました。今後も、企業誘致を積極的に推進し、雇用環境の改善を図るとともに、活力ある地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

第３期の行政改革は、第２期（平成２２～２６年度）の財政の健全化と市民サービスの向上と地域、市民との協働の基盤づくりを基本方針のもと、引き続き、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。市民の皆様方におかれましても、市行政運営全般に対するご意見やご助言、並びに大洲市の明るい未来へのまちづくりの実現に向けてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成２７年６月

大洲市長 清水 裕

【目 次】

第 1	第 3 期行政改革大綱の策定にあたって	1
第 2	計画及び実施期間	2
第 3	行財政改革の基本的な考え方	2
1	時代に合った事業・公共サービスの提供	3
2	効率的な行財政運営	3
3	地域・市民と情報の共有、分かりやすい情報提供	3
4	地域・市民との協働と県・市町との連携の推進	3
5	組織機構の再編	4
6	信頼される行政職員の育成	4
第 4	改革基本項目	4
1	事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）	4
2	外部委託（アウトソーシング）の推進	5
3	健全財政の維持	5
4	自主財源の確保	6
5	市民サービスの向上	6
6	地域・市民との協働と県・市町との連携の推進	6
7	組織・機構の改革	6
8	職員の意識改革と人材の育成	6
9	行政情報の公表	7
第 5	実践と公表について	7
第 6	行政改革推進体制	8
第 7	行政改革大綱・集中改革プランと他の計画の連携	9
資料編		
1	大洲市行政改革推進懇話会	10
2	大洲市行政改革推進本部要綱等	11
3	大洲市第 3 期行政改革大綱策定経過	15

大洲市第3期（平成27年度～31年度）行政改革大綱

第1 第3期行政改革大綱の策定にあたって

平成17年1月11日に1市2町1村が合併し、新大洲市として歩み始めて10年が過ぎました。これまでの間、平成18年3月に、第1期行政改革大綱及び集中改革プランを、平成22年6月には第2期行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、「行財政改革の推進」に取り組んでまいりました。

この行政改革の主な内容については、第1期では、合併後の厳しい財政状況を改善するため、徹底した歳出の抑制を柱とする財政の健全化を最優先に取り組みました。

第2期では、第1期行政改革の基本であった財政の健全化はもとより、時代に合った安定した行政運営が持続できるよう「市民サービスの向上」や「地域・市民との協働」など、基盤づくりの取り組みも行ってきました。

第3期の策定にあたっては、これら第1期、第2期の方向性を踏まえながらも、合併算定替により交付されている普通交付税が平成27年度以降の5か年間で段階的に削減されることから、改めて経費の見直しによる節減合理化を進めてまいります。合わせて、限られた予算の中で、市民生活の安全・安心に寄与する施策・事業の何を優先して実施すべきか、自己決定、自己責任に基づく自立した行政運営を進めていく必要があります。

この行政改革により、“元気な大洲” “素晴らしい大洲”を次の世代に残せる礎となるよう、次の3つの「C」を合言葉に、引き続き、市民の皆様と一緒に安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

【チャレンジ（Challenge）】

・・・大洲市は、新しい課題や困難な仕事に積極的に取り組みます。

【コラボレーション（Collaboration）】

・・・大洲市は、がんばる市民をみんなが応援する、市民が主役のまちづくりに取り組みます。

【チェンジ（Change）】

・・・大洲市は、新しい日本、新しい愛媛を見据えて、次代の子どもたちに引き継げるよう新しい大洲市づくりに取り組みます。

第2 計画及び実施期間

本大綱の計画及び実施期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

第3 行財政改革の基本的な考え方

近年の地方自治体を取り巻く環境は、国、地方を通じた厳しい財政状況、少子化・超高齢社会・人口減少社会の進展、地方分権改革の推進など、大きく変化しています。

国の財政状況は危機的と言われており、今後、地方交付税など地方自治体への交付金の伸びも期待できない状況にあります。また、現在の日本経済の景気回復の恩恵は、大企業を抱える都市部が多くを受けており、農村部では、地方税などの自主財源の大幅な伸びが期待できない状況です。

さらに、人口減少社会の到来を迎え、地方における過疎化の進展は著しく、地域に安心して住み続けることができる環境整備や仕組みづくりも大きな課題となっています。

このような状況の中にあって、合併した地方公共団体では普通交付税が縮減されることが明らかとなっています。

したがって、第2期行政改革の方向性である、「地方分権が進展する時代の中で、多様化する地域の実情・課題を踏まえ、限られた予算や職員体制の中で効率性を求めながら、市民生活の安全・安心に結びつく施策や事業等を実施する」を引き継ぎながらも、歳入減少が見込まれる中で、改めて事務事業について効率性や必要性による見直しを行い、徹底した節減合理化を図る必要があります。

第3期行政改革の取り組みが、将来にわたって、活力のある、安全・安心で住みよいまちにつながる改革として位置付けます。

- 1 時代に合った事業・公共サービスの提供
- 2 効率的な行財政運営
- 3 地域・市民と情報の共有、分かりやすい情報提供
- 4 地域・市民との協働と県・市町との連携の推進
- 5 組織機構の再編
- 6 信頼される行政職員の育成

1 時代に合った事業・公共サービスの提供

社会保障をはじめ、行政が“公共サービス”として取り組む範囲がますます広くなりつつある今日、今後もさらに膨らむであろう多様な行政ニーズに対して的確な対応と安定したサービスの提供が重要となります。そうした時代に合った事業・公共サービスの提供に努めます。

2 効率的な行財政運営

人口の減少や高齢化、過疎化が進み、様々な地域活性化の取り組みが必要とされています。一方、財政状況は税収が伸び悩む中、地方交付税は段階的に縮減されることから、厳しい財政運営が想定されます。そのため、事務事業の見直しやコスト意識を持った事業運営に取り組み、費用対効果を高めることで、財政の健全化、質の高い住民サービスの維持向上と、持続性のある行財政運営を目指します。

また、老朽化している施設については、今後、施設の更新や維持管理に要する経費が将来の財政の圧迫の要因となることが懸念されています。このため、施設の必要性、効率性の検証を行い、施設の廃止や統合・再編について検討し、「公共施設等総合管理計画」を策定して、公共施設の計画的な営繕管理による長寿命化を図るとともに、限られた財源の中で市民のニーズに対応していけるよう努めます。

3 地域・市民と情報の共有、分かりやすい情報提供

市民目線での施策や事業を実施するためには、行政情報を積極的に開示し情報を共有することで、これまで以上に地域・市民との距離を近くすることが求められています。分かりやすい行政情報の提供を目指し、市民の意識の中に行政への関心を高め、事業参画への意欲の高揚を図ります。

4 地域・市民との協働と県・市町との連携の推進

市民の価値観が多様化・複雑化する今日、市民一人ひとりが満足できるまちづくりを進めるためには、行政と市民が相互に協働できる関係（パートナーシップ）を形成する必要があります。このことから、市民活動団体や事業者等のさまざまな主体それぞれが役割と責任を担って活動する仕組みづくりに努め、市民活動を支援していきます。

また、県や他市町と連携し、市民が主体のまちづくりを進めるとともに、二重行政の解消を図るなど、効果的・効率的な行政運営に努めます。

5 組織機構の再編

高度化・多様化する市民のニーズや今後の社会情勢の変化など幅広い行政課題に迅速かつ的確な対応ができ、市民サービスの低下を招くことのない効率的な行政組織・機構の構築を目指します。

6 信頼される行政職員の育成

職員一人ひとりが全体の奉仕者として全力で職務に専念すべく、公務員の基本である法令遵守（コンプライアンス）の意識の徹底と、大洲市職員行動指針により内部統制の強化に取り組みます。また、地方分権の進展に適應する職員の人材育成・研鑽に努め、市政への信頼向上に努めます。

第4 改革基本項目

このような考え方を踏まえ、第3期行政改革大綱では、次の改革基本項目を掲げ、集中改革プランの中で具体的な実施計画を策定することとします。

- 1 事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）**
- 2 外部委託（アウトソーシング）の推進**
- 3 健全財政の維持**
- 4 自主財源の確保**
- 5 市民サービスの向上**
- 6 地域・市民との協働と県・市町との連携の推進**
- 7 組織・機構の改革**
- 8 職員の意識改革と人材の育成**
- 9 行政情報の公表**

1 事務事業等の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）

- (1) 行政が運営する事務事業については、「最少の経費で最大の効果を上げる（地方自治法）」必要があります。現在、取り組んでいる行政評価制度による事務事業の精査を行うことで、「選択と集中」による事業や施策等の実施、また、「必要性」や「効率性」を見極め、行政の役割や責任の明確化を図ります。さらに、事務事業のコストを見直すだけでなく、住民の満足度に配慮した公共サービ

スの向上に取り組みます。

(2) 第三セクターの経営改革

第三セクターの経営改革についても継続して取り組み、経営の健全化に努めます。

2 外部委託（アウトソーシング）の推進

外部委託は自治体の行う業務の中でその業務を全部若しくは一部を外部（民間等）に委託することです。職員が取り組む事務事業も外部委託の対象として民間委託や指定管理者制度の導入、P F I 事業の活用等についても検討し、効率的な管理運営及び業務の効率化に努め、事業費削減の面だけでなく、民間の優れた技術やノウハウなどを活用することにより市民サービスの向上を図ります。

3 健全財政の維持

(1) 健全財政

市町村合併から10年を経過した平成27年度以降（市町村合併の日の年度から10年度経過）、普通交付税の合併算定替による加算が段階的に縮減されることから、持続可能な財政構造の確立に向け、引き続き、健全財政の維持に努めます。

(2) 安定した財政運営と指標の公表

公債費負担適正化計画、中長期財政計画等をもとに、選択と集中による効率的な事業の推進を行い、安定した財政運営の実行に取り組みます。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率など新しい財政指標の分かりやすい公表に努めます。

(3) 公共施設の効果的な設置・運営の推進（公共施設等総合管理計画の策定）

国及び地方公共団体は、高度成長期に建設した数多くの公共施設を抱えており、今後、建て替えや大規模改修の必要性があります。このことから、将来的に多額の維持・改修経費が見込まれ、健全な財政経営を圧迫することが想定されます。また、少子高齢化・人口減少社会の進展により、利用者の減少が予想され、市民のニーズも変化しています。

そのため、個々の公共施設を評価・分析し、統合・長寿命化対策等について総合的に判断するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、適切な施設管理に努めます。

4 自主財源の確保

自主財源の確保を目的として、市有財産の有効活用に取り組みます。また、税等の収納率向上を目指し、今後も効率的・効果的な収納業務に努めます。

また、企業誘致促進をはじめとする雇用の創出、交流・定住人口の増加につながる施策を展開し、税収等の増による安定した自治体経営を目指します。

5 市民サービスの向上

窓口サービス・公共施設等の利用をはじめ市民の声を広く把握するとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用により事務処理の簡素化や合理化を図り、より質の高い市民サービスの提供に努め、市民満足度の向上に取り組みます。

6 地域・市民との協働と県・市町との連携の推進

(1) 地域・市民との協働

市においては、自治会をはじめ各種団体が、自らの意思で行動し地域活動に取り組まれています。この自主的・自立的な活動を支え、地域や市民自らがまちづくりの主役となるよう、人・組織等を活かした行政運営の実施を心がけます。さらに、過疎化・高齢化などの実情に応じて活用しやすい制度への見直しに努め、地域・市民との協働に向けた取組みを推進します。

限られた財源の中で、「地域として真に取り組む課題」に向けての活動支援、新しい公共の担い手として地域や市民との協働で公共サービスの提供を行える体制づくりや外部委託（アウトソーシング）などに取り組みます。

(2) 県と市町との連携

県と市町では、二重行政の解消や広域的な課題の解決等に向けて連携し、総合的な取り組みを行っています。引き続き、「チーム愛媛」として連携して取り組み、効果的・効率的な行政運営に努めます。

7 組織・機構の改革

多様化する市民のニーズや新しい行政課題に、柔軟・迅速かつ的確に対応していくため、常に組織・機構の見直しに取り組むとともに、政策形成の充実や新たな行政課題にも効率的に対応できるよう各部門間の連携に努めます。

8 職員の意識改革と人材の育成

地方分権を推進するには、市民のニーズに合ったきめ細かい行政サービスが提

供できるよう、行政組織全体としての意識の改革がますます重要となっています。

職員一人ひとりがコスト意識や経営感覚を持ち、政策、判断、そして、市民への説明責任を果たし適切な対応ができる能力の開発に向け、人事評価制度や積極的な職員研修により、職員の資質、公務能率の向上と組織の活性化を図ります。

9 行政情報の公表

市民に開かれた行政を進めるためには、市民と行政の情報の共有化を図る必要があります。行政が保有する様々な情報については、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、効果的な発信方法で分かりやすい提供に努めます。

第5 実践と公表について

1 PDCAサイクルによる実践

行政改革の取り組みは、「PDCAサイクル」の考え方を基本に進めることとします。事業目標に基づき、計画(Plan)を策定して、実行し(Do)、その評価を行い(Check)、評価の結果を踏まえた改善・見直し(Action)を行います。

2 集中改革プランの策定

第2期の大洲市行政改革の取り組み同様、これからの大洲市の行政改革の方向性を示したこの大綱に基づき、具体的に取り組む内容を「大洲市集中改革プラン」として策定します。

3 公 表

行政改革の取組状況は、市のホームページや広報等で公表します。

第6 行政改革推進体制

1 行政改革検討委員会

- ・支所長、課長で組織する庁内の検討会（委員長—総合政策部長）
行政改革の推進・実践に当たり全庁的視点において検討する委員会
専門部会を置き、調査研究を行います。

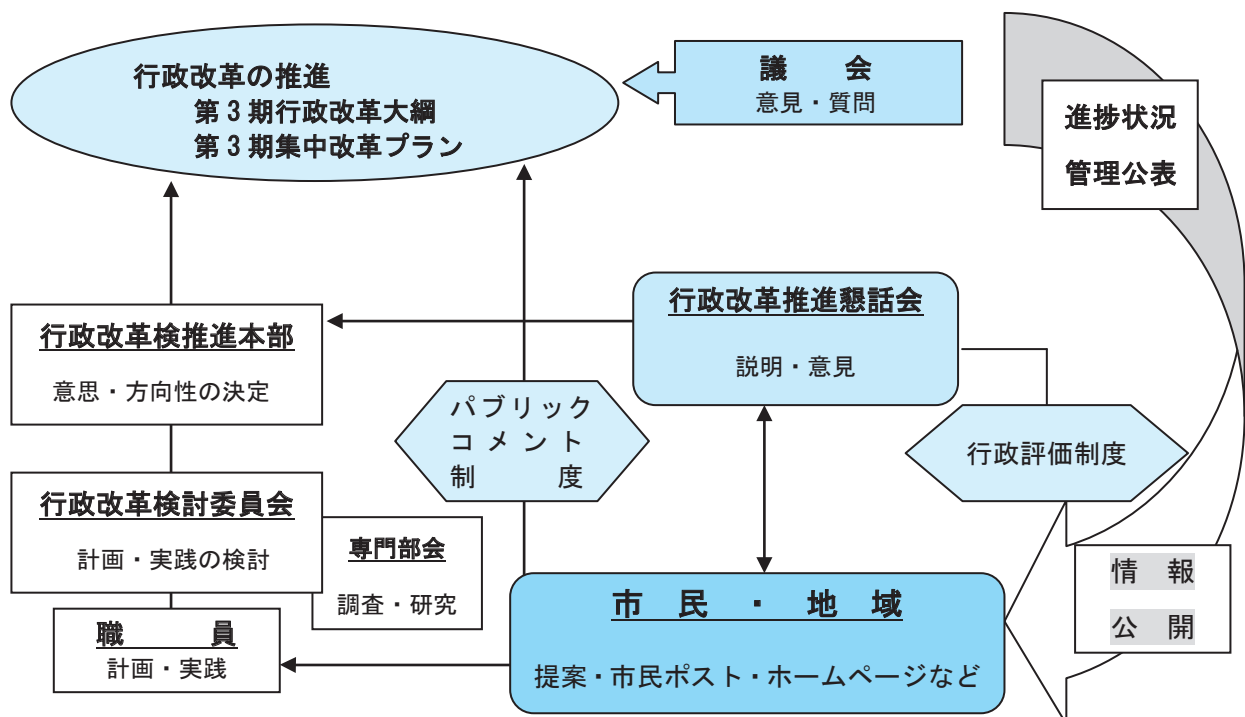
2 行政改革推進懇話会

- ・市内の有識者など市民の代表で組織する会
行政改革の推進に当たり、方向性や内容等に対して意見をいただきます。

3 行政改革推進本部（庁議）

- ・市長、副市長、部長で組織する庁内の意思決定機関（本部長—市長）
大綱や集中改革プラン等、検討委員会の提案や懇話会からの意見をもとに、
市の行政改革の計画や実践に当たり方向性を決定します。

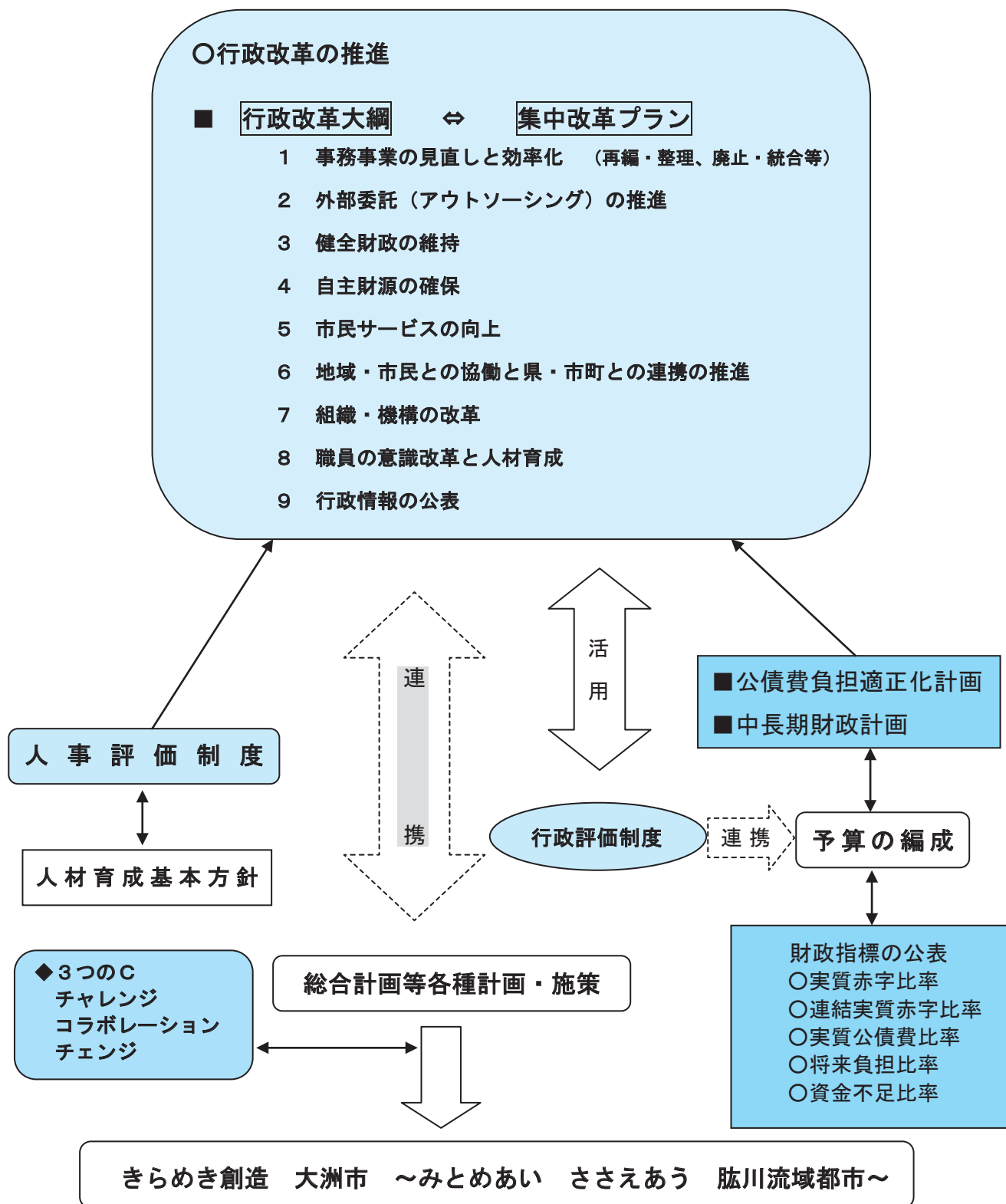
◆行政改革推進体制



行政改革を推進する体制は第2期の推進体制を継続しています。市民の皆様から意見をいただくパブリックコメント制度の実施や行政評価制度の実施により、行政情報の積極的な開示を行います。

第7 行政改革大綱・集中改革プランと他の計画の連携

行政改革大綱及び集中改革プランは、他の制度や計画との連携により効果的な推進を図ります。そして、健全で効率的な行財政運営を持続させていく体制を確立し、市民・職員が目線を合わせた自治体運営を目指します。



1 大洲市行政改革推進懇話会

大洲市行政改革推進懇話会においては、次の市民の皆様より貴重なご意見を賜りました。

大洲市行政改革推進懇話会委員名簿

任期 平成26年10月8日～平成28年10月7日

No	団 体 名	氏 名	備 考
1	大洲市区長会長会	上 田 哲 男	
2	大洲市区長会長会	米 子 毅	
3	大洲市区長会長会	源 田 政 幸	
4	大洲市区長会長会	山 本 雅 久	
5	大洲市観光協会	古 森 達 夫	職務代理者
6	大洲商工会議所 女性部会	大 塚 ミ ツ ル	
7	大洲市連合婦人会	三 好 康 子	
8	愛媛たいき農協	田 淵 博 幸	
9	愛媛たいき農協 女性部	武 田 麗 子	
10	大洲市社会福祉協議会	田 上 隼 藏	会長
11	大洲市民生児童委員協議会	泉 美 佐 子	
12	大洲市 PTA 連合会	福 本 政 代	
13	大洲支部老人クラブ連合会女性部会	松 井 佳 代 子	
14	公募委員	兵 頭 和 子	

(敬称略)

2 大洲市行政改革推進本部要綱等

大洲市行政改革推進本部要綱

平成17年7月1日
大洲市要綱第103号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、大洲市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長及び部長級以上の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(行政改革検討委員会)

第6条 本部長は、効率的な行政運営に関して調査研究を行うため、行政改革検討委員会をおく。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

大洲市行政改革検討委員会要綱

平成17年7月1日
大洲市要綱第104号

(設置)

第1条 大洲市行政改革推進本部要綱第6条の規定に基づき、大洲市行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 事務・事業の見直しに関すること。
- (2) 民間委託等の推進に関すること。
- (3) 事務事業の庁内評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、行政改革推進に係る事務改善等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の表に掲げる職にあるものをもって充てる。

委員長	総合政策部長
副委員長	総務課長
委 員	支所長 財政契約課長 情報管理課長 高齢福祉課長 社会福祉課長 都市整備課長 下水道課長 農林水産課長 観光まちづくり課長 教育総務課長 生涯学習課長

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、臨時に委員を任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務及び会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要に応じ専門の事項について調査研究するため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）をおくことができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。

3 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、部会において調査研究した結果について委員長に報告するものとする。
(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

大洲市行政改革推進懇話会要綱

平成17年7月1日

大洲市要綱第102号

(設置)

第1条 大洲市における行政改革の推進に当たり、市民の意見を求めるため、大洲市行政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進について意見を述べること。
- (2) 行政改革の推進状況について報告を受け、これに対する意見を述べること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定めるものとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に招集する懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 懇話会は、必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 大洲市第3期行政改革大綱策定経過

実施時期			主な内容
26	7	16	第1回行政改革検討専門部会開催
	8	11	第2回行政改革検討専門部会開催
	8	20	第1回行政改革検討委員会開催
	9	4	第1回行政改革推進本部（庁議）開催
	10	8	第1回行政改革推進懇話会開催
	10	9	第3回行政改革検討専門部会開催
	11	27	第4回行政改革検討専門部会開催
	12	18	第5回行政改革検討専門部会開催
27	1	22	第2回行政改革検討委員会開催
	2	5	第2回行政改革推進本部（庁議）開催
	2	16	第2回行政改革推進懇話会開催
	3	12	行政改革推進本部（庁議）に懇話会の状況報告
	3	19	議会（全員協議会）に報告
	3	26	組織・機構改正に伴う担当課確認照会（～4月3日まで）
			パブリックコメント開始
	4	27	パブリックコメント終了（意見なし）
	6	1	取り組み開始

大洲市 第3期集中改革プラン

平成27年度～平成31年度

【目 次】

I	はじめに		1
II	集中改革プラン策定にあたって		
1	第2期集中改革プランの取組状況		1
2	現状と課題		3
3	基本方針		9
4	計画期間		9
III	集中改革プランの構成		
	○ 改革基本事項の見直し		10
	○ 改革推進プログラム項目		11
	○ 改革推進プログラム項目の記述内容と見方		12
1	事務事業の見直しと効率化(再編・整理、廃止・統合等)		13
2	外部委託(アウトソーシング)の推進		15
3	健全財政の維持		16
4	自主財源の確保		18
5	市民サービスの向上		19
6	地域・市民との協働と県・市町との連携の推進		20
7	組織・機構の改革		21
8	職員の意識改革と人材育成		22
9	行政情報の公表		23
IV	集中改革プランの実践(PDCAマネジメントサイクル)		24
	○ 用語解説		25

I はじめに

大洲市においては、平成17年1月11日の合併後、厳しい財政状況を改善するため、第1期の「大洲市行政改革大綱」及びその具体的な実施計画を定めた「大洲市集中改革プラン」を策定し、財政の健全化を最優先として取り組んでまいりました。

平成22年度からの第2期では、財政状況も少しずつ改善の方向に向かっていたことから、第1期の行政改革の基本としていた財政の健全化はもとより、時代に合った安定した行政運営ができるよう、「市民サービスの向上」や、「地域・市民との協働」など、基盤づくりにも取り組んでまいりました。

第3期におきましては、合併算定替の終了により地方交付税が縮減されるなど、社会情勢や自治体を取り巻く環境は厳しくなることが見込まれることから、新たな課題や困難な仕事にも積極的に挑戦し(**チャレンジ**)、市民のみならず力を合わせ(**コラボレーション**)、新しい時代に合ったサービスの提供(**チェンジ**)ができるよう、引き続き、改革に取り組むこととし、「大洲市第3期行政改革大綱」及び「大洲市第3期集中改革プラン」を策定しました。

II 集中改革プラン策定にあたって

1 第2期集中改革プランの取組状況

第2期集中改革プランにおいては、合併後における市の最大の課題であった厳しい財政状況の健全化の方向性を引き継ぐとともに市民サービスの向上や地域・市民との協働など83項目に取り組んでまいりました。平成25年度末現在で、すでに実施済みまたは実施中のものが61項目、検討・協議中のもの(17項目)を合わせると78項目となっております。概ね目標を達成している状況となっております。

これらの取り組み状況は、以下のとおりです。

(1) 事務・事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）

合併後、厳しい財政状況が続く中、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の再編・整理、廃止・統合等を行うとともに、行政評価制度※の導入によるPDCAサイクルの確立へ向けて試行を始めるなど、合理化にも努めました。

(2) 外部委託（アウトソーシング）の推進

民間で実施可能な定型的業務等については、事務の効率化や経費節減を図るため、民間への委託を推進し、さら

に公の施設※の指定管理者制度※の導入を進め、平成26年4月には、24施設に導入しています。

(3) 健全財政の維持

地域経済の低迷等の影響により、市税・地方交付税※などの一般財源は中々増加が見込めないのに対し、扶助費※や公債費※など義務的経費※の負担が増加しているため、公債費負担適正化計画や、中長期財政計画等による総合的な歳出削減対策や選択と集中による効率的な事業の推進を図りました。その結果、財政の健全度を示す数値である実質公債費比率※について、平成17年度に23.1%だったものが平成25年度決算では13.5%まで改善し、また、市債残高など、財政状況を示すその他の数値についても、徐々にではありますが改善しています。

(4) 自主財源の確保

市税・地方交付税などの歳入は増加が見込み難いなか、安定した自治体経営を行うため、封筒による広告事業の実施や遊休財産を売却するなど市有財産を有効活用し、歳入の確保に努めました。

(5) 市民サービスの向上

近年、市民のニーズは多様化しているだけでなく、質の高いサービスが求められています。本庁窓口にローカウソーターの設置や窓口サービスでの応対、学童保育の実施など、様々な市民サービスの向上に努めました。

(6) 地域・市民との協働の推進

当市では、自治会や区長会をはじめとする各種団体が、自主的に地域活動に取り組んでいます。そのような団体などによる活動を支援することで、地域や市民との協働を推進しました。

(7) 定員管理の適正化

市町村合併後、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めてきた結果、平成22年以降5年間で58人以上を削減するという計画に対し、平成26年4月現在で61人を削減し、計画を上回る削減を実現しました。

(8) 組織・機構の改革

市町村合併後の組織・機構、本庁・支所間の連携や機能のあり方については、社会情勢等により多様化する行政課題に柔軟に対応する必要があるため、事務の効率化、組織のスリム化など、組織・機構の適切な構築に努めました。

(9) 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりがコスト意識や経営感覚を持ち、業務において適切な対応ができる能力開発のため、人事評価制度を導入するとともに各種職員研修を実施しました。また、計画的な人事異動により、職員の資質・公務能力の向上を図りました。

(10) 計画の進捗管理と公表

本集中改革プランによる行政改革の取り組みを行っていくには、各取り組みの進捗状況を自らが把握し、より効率的な推進を継続していかなければならず、また市民のみならず、ご理解をいただくことも必要であることから、その理解を求めめるため分かりやすい形で公表していくよう努めました。具体的には、PDCAマネジメントを実施するため行政評価制度の試行を図り、また、行政改革取組状況、財政状況、職員・給与状況などを広報やホームページで公表してきました。

2 現状と課題

このような改革に取り組むことにより、大洲市の財政状況や職員体制等がどのように推移してきたか。また、今後の課題としてどのようなことが考えられるかについては、次のとおりです。

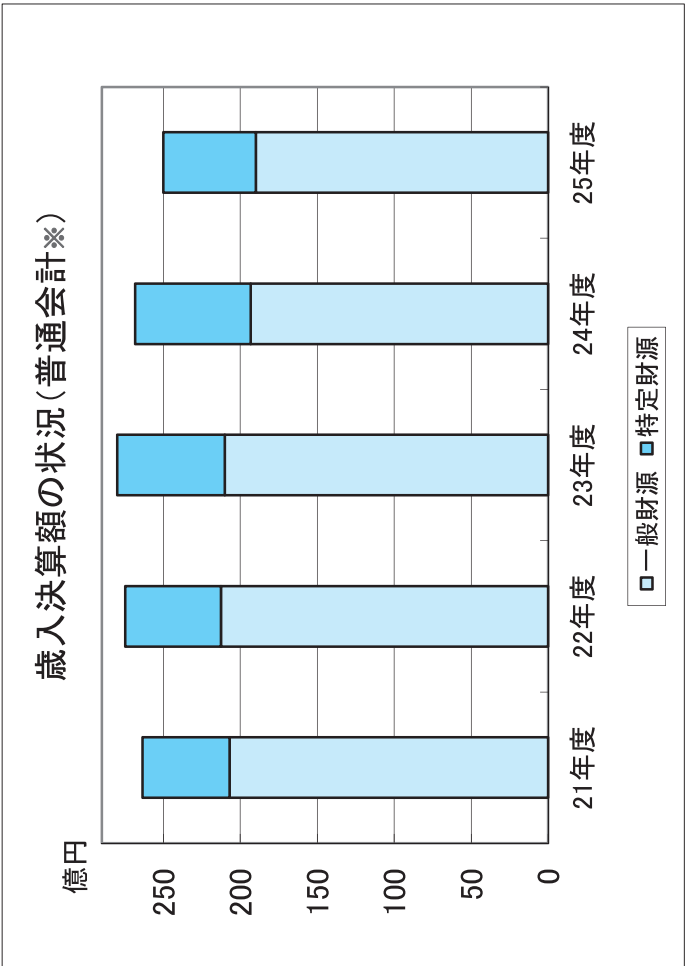
(1) 財政の状況について

① 歳入決算額の状態

歳入は、三位一体の改革による地方交付税の削減や景気停滞に伴う市税収入の伸び悩み等による影響で減少傾向にありましたが、国の景気対策により平成20年度から平成23年度までは増加しています。しかしながら、地方交付税や市税の増収が見込めない中、最近では減少傾向にあります。そのため、歳出の抑制や自主財源の確保について、積極的に取り組みでいく必要があります。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳入総額	26,353,097	27,473,328	27,996,762	26,839,110	25,006,566
一般財源 ※	20,697,554	21,253,042	21,001,134	19,320,804	18,982,148
特定財源 ※	5,655,543	6,220,286	6,995,628	7,518,306	6,024,418

(単位：千円)

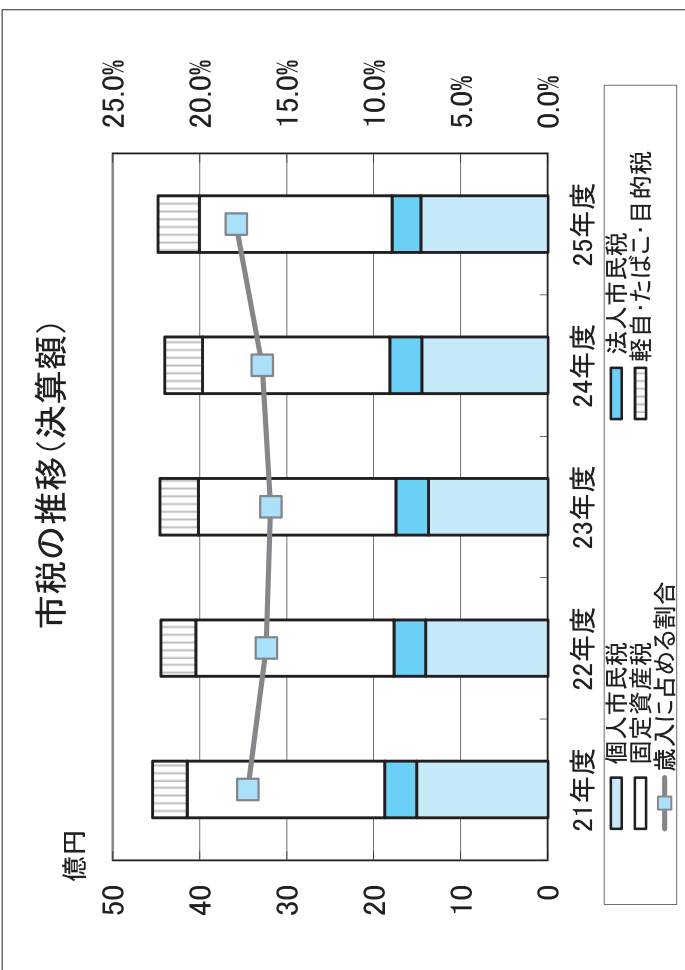


② 市税の推移

地域経済は、景気の低迷が続き、依然として大変厳しい状況にありますが、個人所得や法人業績も下げ止まりが見られ、回復の兆しは弱いものの低位安定へ推移する傾向にあります。また、地方においては消費税の増税の影響もあり、個人所得や法人業績は依然不透明で、税収の大幅な増加を期待することは難しい状況です。今後も引き続き、課税物件や所得等の調査による適正な課税、収納率の向上と企業誘致等による税収確保に努めることが重要です。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市税総額	4,542,714	4,445,876	4,458,821	4,404,197	4,479,001
個人市民税	1,508,025	1,406,351	1,372,295	1,448,964	1,462,104
法人市民税	368,022	363,210	375,126	370,019	330,733
固定資産税	2,270,011	2,276,224	2,269,394	2,148,472	2,214,470
軽自・たばこ・目的税	396,656	400,091	442,006	436,742	471,694

(単位：千円)



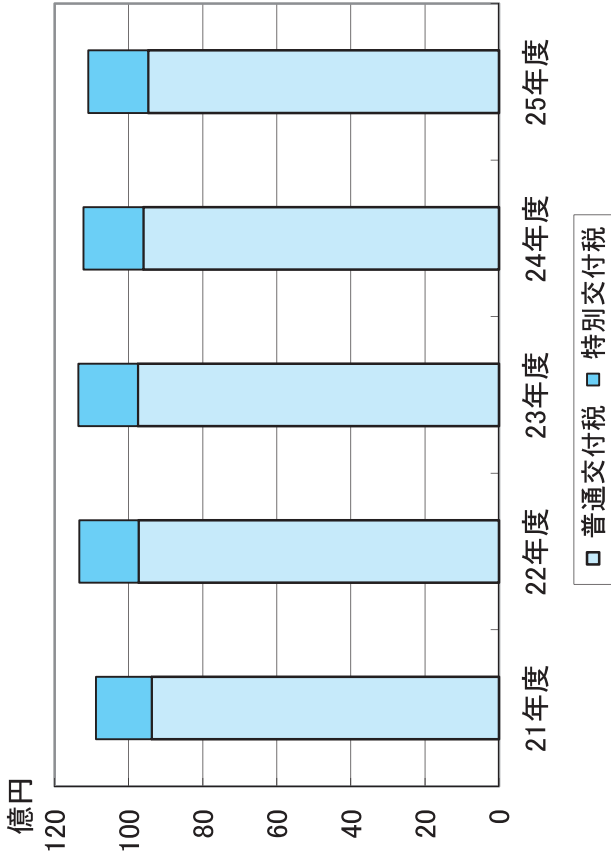
③地方交付税の推移

普通交付税については、市町村合併後10年間に限り、旧市町村単位で算定する合併特例措置（合併算定替※）により交付されており、旧市町村単位しかし、この措置も平成27年度からの5年間で段階的に一部縮減されることとなり、今後の財源不足に対応するため、引き続き経費全般について節減合理化に努めるとともに、国に対しては引き続き、地域社会の実態に合った交付税措置となるよう、また都市と地方の格差是正を強く求めていきます。

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地方交付税	10,881,934	11,339,100	11,363,005	11,220,588	11,096,726
普通交付税	9,377,588	9,738,206	9,754,397	9,603,391	9,479,316
特別交付税	1,504,346	1,600,894	1,608,608	1,617,197	1,617,410

地方交付税の推移(決算額)



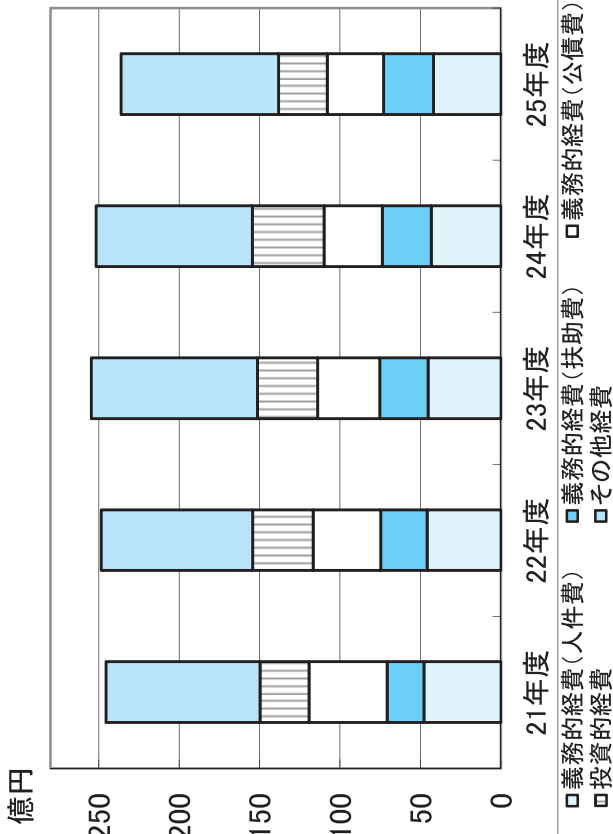
④歳出決算額の状況

義務的経費の内、人件費は職員数の削減等の取り組みにより減少していますが、扶助費については高齢化の進展等により増加傾向にある上、児童手当の影響で平成22年度から急増しています。投資的経費※については、国の景気対策や学校耐震化事業により平成22年度から増加しています。厳しい財政状況が続く中、今後さらには高齢化が進み、医療・介護分野での支出が増加することは避けられないため、事業の選択と財源の重点的配分により限られた財源を効率的に配分していく必要があります。

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳出総額	24,554,909	24,854,799	25,477,407	25,173,813	23,618,879
義務的経費(人件費)	4,790,432	4,595,207	4,530,626	4,340,031	4,204,348
義務的経費(扶助費)	2,298,313	2,883,334	3,013,122	3,032,998	3,105,820
義務的経費(公債費)	4,842,195	4,196,244	3,863,776	3,631,430	3,503,441
投資的経費	3,057,908	3,762,122	3,746,788	4,466,657	3,026,711
その他経費	9,566,061	9,417,892	10,323,095	9,702,697	9,778,559

歳出決算額の状況(普通会計・性質別)

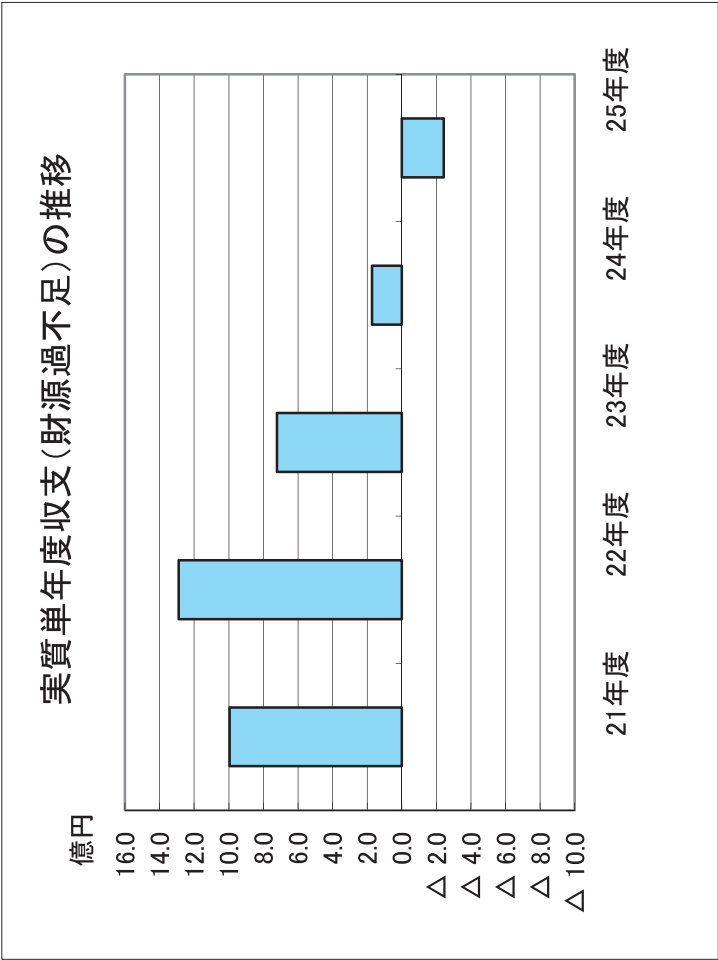


⑤実質単年度収支（財源過不足）の推移

市町村合併以来、実質単年度収支は赤字が続いていましたが、集中改革プラン等による行財政改革の取り組みにより、平成20年度には公共施設黒字に転じることができました。しかし、平成25年度には公共施設等整備基金に10億円を積み立てたことで支出が増加したこととなり、再び赤字となっています。今後は、合併特例措置による普通交付税の加算額が縮減されるなど一層厳しい財政状況が見込まれるため、引き続き効率の良い自治体運営に努めます。

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実質単年度収支額	995,854	1,290,501	721,078	172,613	△ 242,545

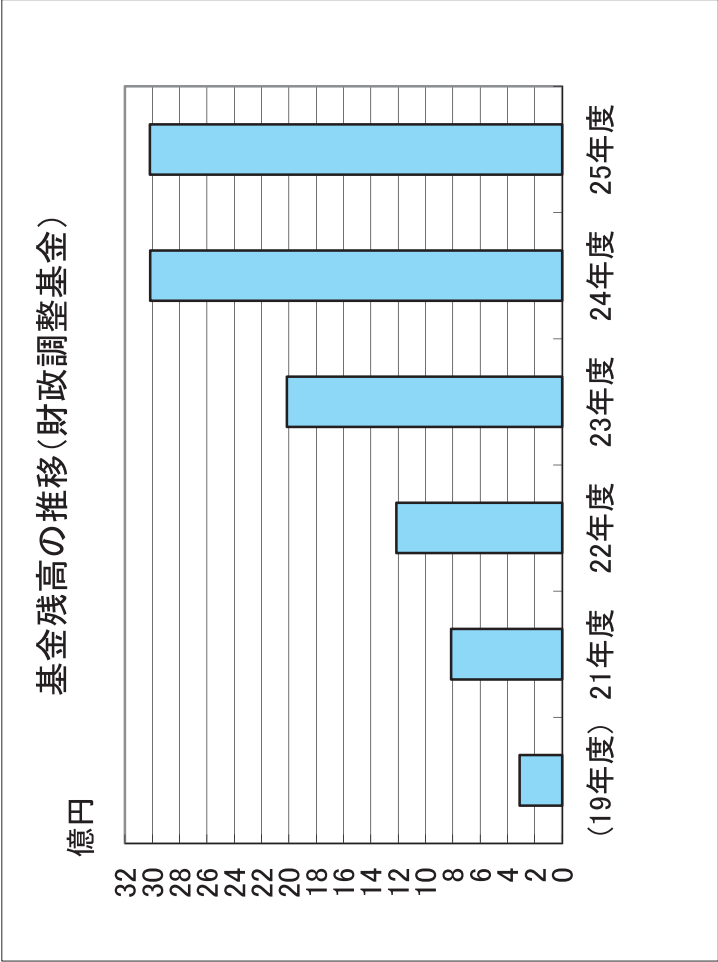


⑥基金残高の推移(財政調整基金※)

予期せぬ収入減少や不時の支出増加等に備え、計画的な財政運営を行うための財源として積み立てておく必要のある財政調整基金については、これまで災害や厳しい財政状況を乗り越えるため取り崩しを行い、平成19年度には約3億円にまで減少しましたが、事務事業の見直しなど行財政改革の取り組みの結果、平成20年度からは積み立てもできる状況になり、平成25年度末の基金残高は30.2億円になりました。当面の目標としては30億円を確保することができたため、今後の基金の運用については、その時々の財政状況や社会情勢の変化、特に合併後の地方交付税一本算定による減額の動向などを勘案しながら、柔軟に対応することとします。

(単位：千円)

区 分	(19年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
財政調整基金	311,989	813,306	1,214,267	2,015,014	3,016,023	3,017,347



⑦市債発行額と市債残高の推移

これまで長年にわたり地方債を借り入れ、公共投資を行ってきたため多くの地方債残高がある状況となつていますが、公債費負担適正化計画の取り組みによる発行額の抑制や繰り上げ返済を行うことで、少しずつ減少しています。今後においても、学校耐震化など起債の必要な大型事業も予定されていることから、同計画による適正な地方債発行に努め、慎重に事業を進めていく必要があります。

(単位：千円)

区 分	(17年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市債発行額 ^注	1,734,200	1,141,100	1,371,700	1,789,500	2,809,700	1,507,500
臨時債発行額	762,800	882,970	1,269,986	954,193	0	450,000
市債残高 ^注	31,449,339	22,879,199	20,803,554	19,480,119	19,404,033	18,162,859
臨時債残高	4,218,968	6,258,627	7,244,638	7,879,790	7,525,634	7,569,745

(注) 臨時財政対策債(臨時債)※を除く。

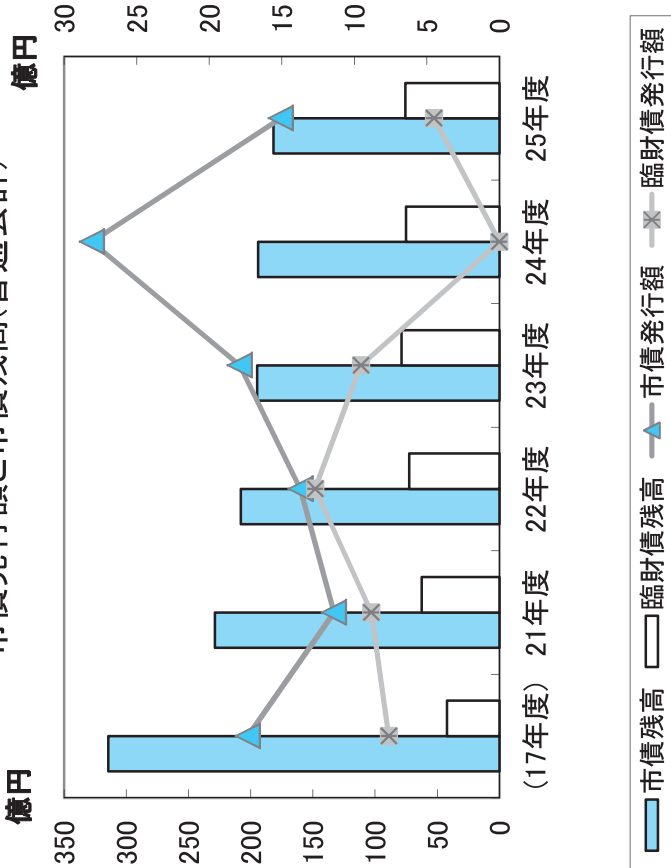
⑧実質公債費比率の推移

過去に発行してきた地方債の影響から、平成17年度決算で23.1%と高い数値になっていました。このため、行政改革大綱や公債費負担適正化計画を策定するなど、財政の健全化最優先課題として、行財政改革を進めてまいりました。その結果、実質公債費比率は着実に改善し、平成25年度決算では13.5%と大幅に低減しています。しかしながら、県内他市町と比較すると、未だ高い水準にあることから、今後においても、これまで同様、経費節減に努めるとともに、将来にわたって財政の健全化を保てるよう地方債の発行管理に努める必要があります。

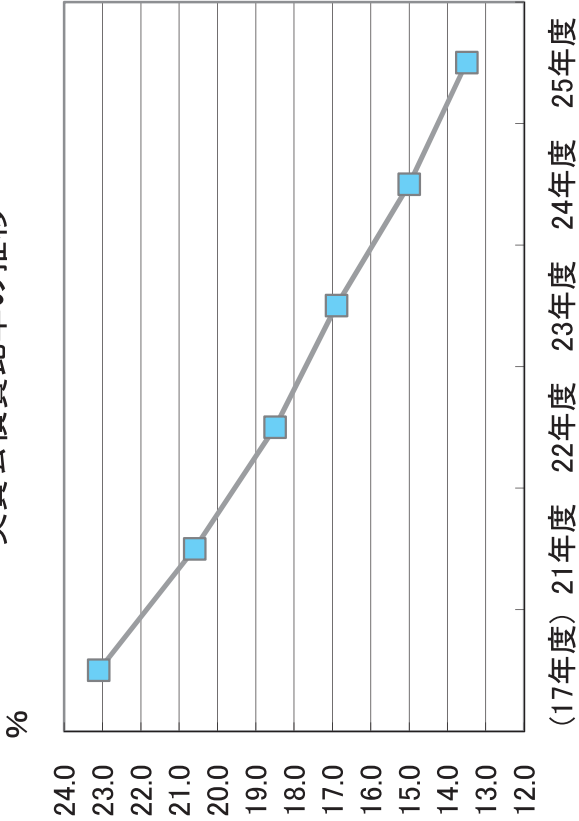
(単位：%)

区 分	(17年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実質公債費比率	23.1	20.6	18.5	16.9	15.0	13.5

市債発行額と市債残高(普通会計)



実質公債費比率の推移



(2) 職員等の状況について

①部門別職員数の状況

市町村合併後、「大洲市定員適正化計画」を策定し、職員数の適正管理に努めた結果、公営企業等会計部門については、病院で看護師の確保が、また介護保険法改正に伴い専門職の確保が必要であったため増加となりましたが、平成22年度までに計画人数45人を上回る96人を削減できました。

区 分	(17年)	21年	22年	23年	24年	25年
職員総数	880	814	784	771	751	739
一般行政	548	477	454	445	426	411
特別行政(教育)	111	101	93	91	87	85
公営企業等会計(病院)	173	178	179	179	185	191
公営企業等会計(その他注)	48	58	58	56	53	52

(注)水道・下水道・介護保険特別会計 他

(単位：人)

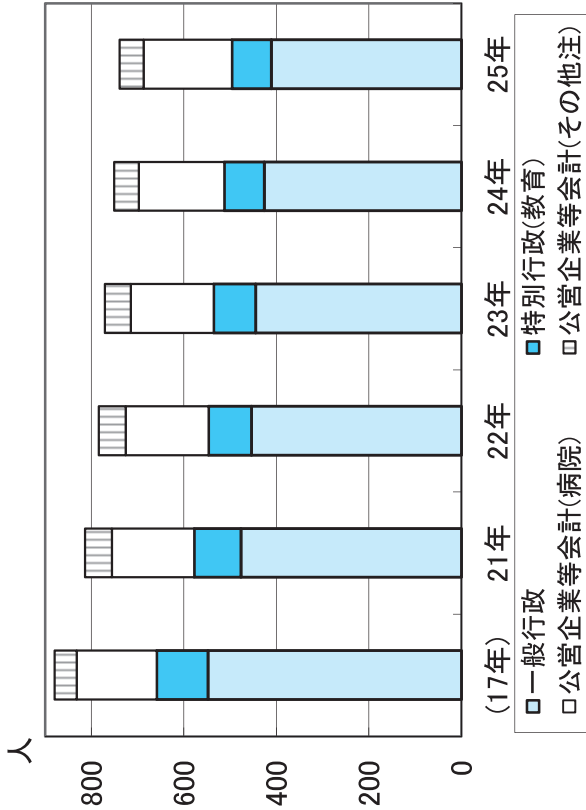
〔各年4月1日現在〕

②給与水準(ラスパイレス指数※)の状況

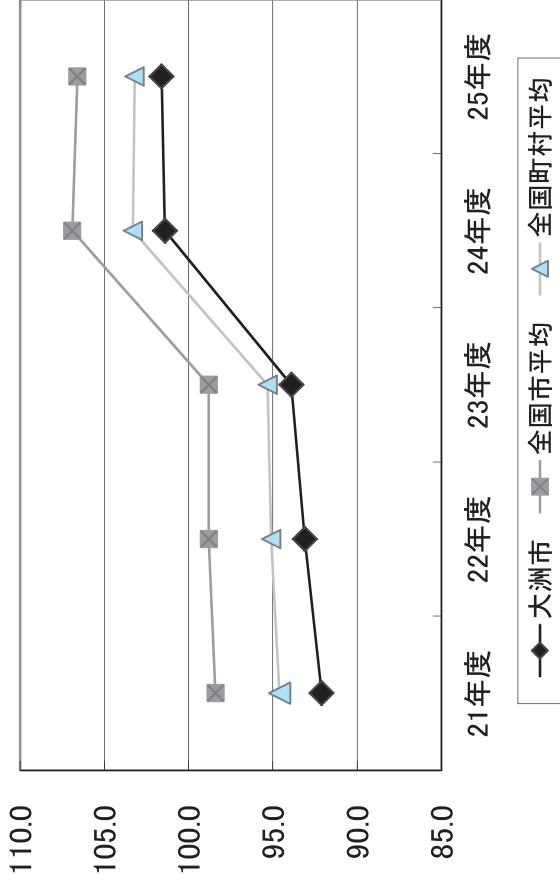
職員給与に関しては、平成18年度の国の給与構造改革に基づき新たな給与体系に変更するなど、給与水準の適正化に努めてきました。平成24・25年度の給与水準は、100を超えています。これは平成24年度から国家公務員給与が、震災復興のため臨時的に平均で約7.8%のカットを実施されたことによるものであり、給与カットを無しとした場合のラスパイレス指数は93.7と93.9であり、県内他市の指数と比較しても、11市中それぞれ9位、8位と低い水準となっています。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大洲市	92.1	93.1	93.9	101.4 (93.7)	101.6 (93.9)
県内順位(11市中)	9位	9位	9位	9位	8位
全国市平均	98.4	98.8	98.8	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)
全国町村平均	94.6	95.1	95.3	103.3 (95.5)	103.2 (95.4)

部門別職員数の状況



給与水準(ラスパイレス指数)の状況



3 基本方針

集中改革プラン策定の目的

本集中改革プランは、行財政改革に取り組むための基本となる大洲市第3期行政改革大綱による改革を具体的かつ計画的に推進するために策定するものであり、取り組み内容や数値目標について可能な限り明示したものです。

なお、この集中改革プランは、毎年度進捗状況を確認し、計画の見直しを行うとともに、その取り組み状況を定期的に広報やホームページにおいて、市民のみなさまに公表していくこととします。

4 計画期間

本集中改革プランの計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

Ⅲ 集中改革プランの構成

○改革基本事項の見直し

第2期における集中改革プランにおいては、10項目の改革基本事項に区分し、取り組んできましたが、第3期においては、これらを基本的に継続しながらも、概ね完了となった項目を除き、9項目の改革基本事項としました。

【第2期】	
1	事務事業の見直しと効率化(再編・整理、廃止・統合等) (事-〇〇)
2	外部委託(アウトソーシング)の推進(委-〇〇)
3	健全財政の維持(財-〇〇)
4	自主財源の確保(自-〇〇)
5	市民サービスの向上(サ-〇〇)
6	地域・市民との協働の推進(協-〇〇)
7	定員管理の適正化(定-〇〇)
8	組織・機構の改革(組-〇〇)
9	職員の意識改革と人材育成(人-〇〇)
10	計画の進捗管理と公表(公-〇〇)

【第3期】	
1	事務事業の見直しと効率化(再編・整理、廃止・統合等) (事-〇〇)
2	外部委託(アウトソーシング)の推進(委-〇〇)
3	健全財政の維持(財-〇〇)
4	自主財源の確保(自-〇〇)
5	市民サービスの向上(サ-〇〇)
6	地域・市民との協働と県・市町との連携の推進(協-〇〇)
7	組織・機構の改革(組-〇〇)
8	職員の意識改革と人材育成(人-〇〇)
9	行政情報の公表(公-〇〇)

○ 改革推進プログラム項目

「大洲市 集中改革プラン」で取り上げている「改革推進プログラム」は、9 項目の改革基本事項の中で、平成27年6月の策定時点で、合計49項目示しています。この改革推進プログラムは、各年度の計画の見直し（ローリング）の内容によっては、新たに必要となるプログラムの追加、あるいは削除（プログラムの中止）などを行い、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための、最も適切な実践的プログラムを示すものとします。

【改革推進プログラム】

		内 継続		新規
1	事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）		10項目	10項目
2	外部委託（アウトソーシング）の推進		7項目	7項目
3	健全財政の維持		7項目	6項目 1項目
4	自主財源の確保		7項目	7項目
5	市民サービスの向上		4項目	3項目 1項目
6	地域・市民との協働と県・市町との連携の推進		5項目	3項目 2項目
7	組織・機構の改革		3項目	3項目
8	職員の意識改革と人材育成		4項目	1項目 3項目
9	行政情報の公表		2項目	2項目
		計	49項目	42項目 7項目

○ 改革推進プログラム項目の記述内容と見方

改革の基本事項名(9項目)

当該改革事項における基本的な改革方針、考え方などを記述しています。

1 事務事業の見直しと効率化(再編・整理、廃止・統合等)

事務事業全般について、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、事務事業の再編・整理・廃止・統合などを検討し、見直しを実施していく。そのための手段として、行政評価制度による事務事業の精査を行うこととし、「必要性」や「効率性」を検証した上で「選択と集中」による事業や施策等の実施につなげる。

ただし、実施にあたっては、コストだけでなく、安全性や緊急性などに配慮した公共サービスの向上にも取り組む。

なお、事業の取り組みを計画的かつ効率的に行うため、業務にかかる時間の管理や進捗状況の把握などを的確に行うこととする。

改革基本事項の中での改革推進プログラムの連番がとられており、
・事務事業等 → 事-01
・組織機構 → 組-01
などと記述されています。

改革推進プログラムが、「～の見直し」「～の検討」などという端的な表現で記載されています。

当該改革推進プログラム項目の基本的な取組内容や方針、最終目標などを示しています。

改革推進項目

主な改革推進項目

事務事業の再編・整理、廃止・統合

行政活動全般におけるPDCAサイクルの確立

改革推進の方向性

事務事業の点検・評価の実施による見直し

行政評価制度の活用

「第2期取組状況」では、第2期での取組の項目番号、あるいは新規であるかを示しています。

「年度別実施予定内容/数値目標など」では、年度毎に実施する予定の改革推進事項が記載されています。記載例としては、
・検討…改革の検討や研究、調査などを行う
・協議…具体的な実施内容についての関係者間での協議・調整を行う
・実施…検討、協議結果に基づき改革行動を実践し、具体的な成果をあげる
などとなっています。また数値目標を掲げている項目もあります。
なお、「検討」や「協議」の結果、「実施」を見合わせるような場合も有り得ますので、各年度ごとに見直し、最新の状況を提示します。

連番	改革推進プログラム	改革内容/方針	主担当部局	年度別実施予定内容/数値目標など				
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事-01	行政評価制度実施による事務事業の見直し	各所属において行政評価制度により全般的に事務事業の評価・見直しを行い、問題点の抽出、改善を行う体制(PDCAサイクル)の構築による経費削減や事務の省力化を検討する。	企画政策課	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
事-02	公用車使用の見直し	現在の各課配置車のうち、使用頻度の少ないものを財政契約課集中管理車とし、有効活用を図る。	財政契約課	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施
事-03								

当該改革推進プログラムを責任をもって実践する主管課(所)名を示しています。改革が複数課にわたる場合は、その全ての課(所)名を、また全課に及ぶような場合は、「関係各課」などと表現しています。

1 事務事業の見直しと効率化(再編・整理、廃止・統合等)

事務事業全般について、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、事務事業の再編、整理、廃止、統合などを検討し、見直しを実施していく。そのための手段として、行政評価制度による事務事業の精査を行うこととし、「必要性」や「効率性」を検証した上で「選択と集中」による事業や施策等の実施につなげる。

ただし、実施にあたっては、コストだけに着目するのではなく、安全性や緊急性などに配慮した公共サービスの向上にも取り組む。

なお、事業の取り組みを計画的かつ効率的に行うため、業務にかかる時間の管理や進捗状況の把握などを的確に行うこととする。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
事務事業の再編・整理、廃止・統合	事務事業の点検・評価の実施による見直し
行政活動全般におけるPDCAサイクルの確立	行政評価制度の活用

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
事-01	行政評価制度実施による事務事業の見直し	各所属において行政評価制度により一般的に事務事業の評価・見直しを行い、問題点の抽出、改善を行う体制(PDCAサイクル)の構築による経費節減や事務の省力化を検討する。	企画政策課	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	事-01
事-02	公用車使用の見直し	現在の各課配置車のうち、使用頻度の少ないものを財政契約課集中管理車とし、有効活用を図る。	財政契約課	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施	状況調査 実施	事-03
事-03	第3セクターの経営健全化の検討	第3セクター各社の健全な経営を図るため、経営状況の検証や事業の見直しなどを行う。	観光まちづくり課 各支所地域振興課 企画政策課	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	事-07
事-04	市内公共交通事業のあり方の検討	市内の公共交通について、効率的な運用や地域からの要望等を踏まえ、効率的なあり方を検討する。	企画政策課 教育総務課 老人福祉センター 脇川支所 地域振興課 河辺支所 地域振興課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	事-08

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
事-05	廃油回収リサイクルの推進	可燃ごみとして処理している一般家庭から出る植物性食用油の廃油を回収し、バイオ燃料として精製することにより、ごみの削減、再利用につなげ、循環型社会の構築を図る。	市民生活課	実施	実施	実施	実施	実施	事-09
事-06	なぎさの湯運営の見直し	老朽化したなぎさの湯の今後のあり方について、廃止を含めた運営の見直しを検討する。	長浜支所 地域振興課	検討	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	事-10
事-07	地図情報の一元化の検討	地図情報を一元化し、利便性の向上に取り組む。	情報管理課 財政契約課 税務課 企画政策課 建設課 都市整備課 水道課 下水道課 農林水産課 農山漁村整備課 危機管理課 農業委員会 関係各課	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 実施	事-11
事-08	うかい事業の保全と活用	近年利用者数の低迷が続いているうかい事業の運営方法を抜本的に見直し、利用者数の増加、活性化を図り、うかい文化を継承していくための運営基盤の確立を行う。	観光まちづくり課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	事-12
事-09	市特産品の開発とブランド化	市の地域資源である農林水産物を利用した特産品や加工品の開発及びブランド化を図るため、関係部署が連携し効率的かつ効果的な事業の推進に努める。	商工産業課 農林水産課 (観光まちづくり課)	一部実施	実施	実施	実施	実施	事-13
事-10	文書管理規程の徹底	大洲市文書管理規程に基づき保存年限等を徹底し、書庫環境の改善を図る。	総務課	状況調査	協議 検討	検討 一部実施	検討 一部実施	検討 一部実施	事-14

2 外部委託(アウトソーシング)の推進

「施設の管理運営」、「定型的な事務業務」など、民間で実施が可能である業務については、外部委託を推進し、業務の効率化を図る。

また、「指定管理者制度」を活用した管理運営を推進するほか、「民営化」、「PFI事業」の活用なども検討・推進する。

なお、推進にあたっては、事業費削減の面だけでなく、民間の技術・組織・人材などの活用による市民サービスの向上に原点を置くものとする。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
業務の外部委託の推進	外部委託による業務の効率化
公的施設の指定管理者への管理移管の推進	指定管理者制度の導入

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
委-01	学校給食センターの見直し	新しい学校給食センターの整備基本方針のもとに、効率的かつ効果的な施設の整備、運営、維持管理について検討を行う。	学校給食センター 教育総務課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	委-01
委-02	交通災害共済制度の見直し	民間委託・廃止を含めて効率的な運営方法を継続して検証する。	危機管理課	検討	検討	検討	検討	検討 見直し	委-03
委-03	老人福祉施設の運営のあり方の見直し	養護老人ホームの運営のあり方として、指定管理者制度の趣旨を取り入れ、サービスの質の向上と経費節減を図る。	清和園 さくら苑 (高齢福祉課)	協議調整	協議調整	協議調整	実施	—	委-05
委-04	障害者福祉施設の運営のあり方の見直し	大洲学園の運営のあり方として、民営化(民間譲渡を含む)を検討する。	大洲学園 (社会福祉課)	実施調整	実施	—	—	—	委-06
委-05	斎場火葬場(市内4カ所)の管理のあり方の見直し	斎場火葬場の効率的運用方法を検討する。	市民生活課	検討	検討	検討	検討	検討 見直し	委-07
委-06	市営住宅の管理のあり方の見直し	指定管理者制度、民間委託を検討する。	都市整備課	検討	検討	検討	検討	協議 実施	委-12
委-07	指定管理者制度の導入推進及び導入施設の適正な再選定	指定管理者制度の導入、また既導入施設の再選定にあたり、過去の運営状況の検証により、適正な指定管理者の指定を行う。	企画政策課 関係各課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	委-15

3 健全財政の維持

当市は、人口の減少や高齢化が進み、扶助費等歳出が増加する中、市税、地方交付税等の増加は見込み難い状況であり、今後も持続可能な財政構造の確立を目指すことが必要である。そのため、公債費負担適正化計画、中長期財政計画等をもとに、総合的な歳出削減対策や選択と集中による効率的な事業の推進を図り、効率的な財政運営に努める。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
歳出抑制による財政収支の改善	総合的な経費節減策の実施、事業費の抑制
公共施設等総合管理計画の策定	公共施設の計画的な再編・更新



連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
財-01	土地開発公社の経営健全化の実施と解散に向けた事務処理の推進	「健全な経営に関する計画」(～H27)に沿った長期保有土地の縮減などの積極的な取り組みと、将来の公社の解散に向けた事務処理を推進する。	土地開発公社 (商工業課)	実施	実施	実施	実施	実施	財-03
財-02	水道料金の適正化	合併協議の方針に沿って段階的に水道料金の適正化を図る。	水道課	実施	—	—	—	—	財-04
財-03	下水道使用料金の適正化	下水道使用料金の適正化を図り、経営の健全化を目指す。	下水道課	検討	検討	実施	—	—	財-05
財-04	入札・契約方式の見直し、改善	時代に応じた入札・契約制度へ対応する。	財政契約課	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	財-06
財-05	各種団体等負担金支出の見直し	様々な趣旨・目的により支出されている多くの負担金等について、その必要性や合理性などにより見直しを行う。	企画政策課 関係各課	検討	検討	実施	—	—	財-07 新規と合わせて
財-06	公共施設の再編・更新計画(公共施設等総合管理計画)の策定	今後見込まれる公共施設の再編・更新の長期計画を策定し、一時期に過度な財政負担とならないよう計画的に建替え・大規模改修等の施設更新を実施する。	企画政策課	検討	検討	実施	見直し	見直し	財-08

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
財-07	補助金等の見直し	事業補助金、団体補助金、奨励補助金、外郭団体に対する補助金、個人補助金、団体負担金等の見直し	企画政策課 関係各課	検討	検討	実施	—	—	新規

4 自主財源の確保

市税、地方交付税等の歳入が減少する中で、安定した自治体経営を行うには、自主財源の確保が必要である。
そのため、市有財産の有効活用、受益者負担の適正化、市税等の収納率向上等の取り組みを行う。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
市有財産の活用による財源の確保	市有財産の処分等有効活用
受益者負担の適正化	市税等の収納率向上



連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
自-01	目的外使用料、財産貸付料の見直し	不公平感のある使用料等を条例に基づき算定を行う。	財政契約課	調査実施	検討実施	実施	実施	実施	自-01
自-02	介護保険料等の収納の向上	介護保険料及び督促手数料ともに前年度を上回る収納率を達成できるよう目指す。	高齢福祉課	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	自-02
自-03	公営住宅使用料の収納の向上	公営住宅使用料の収納率の向上を図る。	都市整備課	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	自-03
自-04	市税収納率の向上	市税収納率の向上(愛媛地方税滞納整理機構の有効活用を含む)を図る。	税務課	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	自-04
自-05	市税収納業務の拡充	市税の収納率を向上させ、公平性を確保するため、コンビニ収納の導入を検討する。	税務課 会計課 関係各課	検討	検討	検討	検討	検討実施	自-05 再掲
自-06	市有財産の有効活用	市有財産の有効な利活用策及び処分を行う。	財政契約課	検討一部実施	検討一部実施	検討一部実施	検討一部実施	検討一部実施	自-08
自-07	企業誘致に関する取り組み	企業誘致促進をはじめとする雇用の創出や確保に向けた諸施策の推進を図る。	商工業課	実施	実施	実施	実施	実施	自-09

5 市民サービスの向上

近年、多様化している市民の考え方や声を的確に捉え、質の高い市民サービスの提供に努める。そのため、市民へのサービス提供にあたっては、各種手続のための窓口業務のサービスの向上に努めるとともに、ICT(情報通信技術)の積極的な活用により事務処理の簡素化・合理化を図るなど、その満足度を高められるような取り組みを行う。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
質の高い市民サービスの提供	手続き利便性の拡充、各種情報の提供

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
サ-01	インターネットによる行政情報等発信の推進	ホームページを充実し、タイムラグのない情報発信により、常に市民へのかれた行政に努める。	情報管理課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	サ-01
サ-02	職場改善・人材育成プログラムの実施	接遇を中心とした窓口サービス、職場環境の現状分析と課題抽出、改善運動を全庁的に実施するとともに、職員のスキルアップ研修を行い、質の高い市民サービスの提供を図る。	総務課 全所属	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	サ-08
サ-03	大洲市立図書館の開館時間の延長の検討	大洲市立図書館の開館時間延長の検討を行う。	生涯学習課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	サ-10
サ-04	会計課窓口での出納受付時間の延長	市民生活課等窓口の延長時間に合わせ、会計課窓口における出納業務(税等の納付や還付への対応)時間の延長を行う。	会計課	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	新規

6 地域・市民との協働と県・市町との連携の推進

当市では、自治会をはじめ各種団体が、自主的に地域活動に取り組んでいる。そのような地域や市民が参加する団体などによる活動を支援し、地域や市民との協働で公共サービスの提供を行う体制づくりに取り組む。

また、統廃合後の小学校について、市民とともにその利活用を検討し、地域活性化を図る。

また、県と市町が連携し、住民主体のまちづくりを進めるとともに、二重行政の解消を図り、効果的・効率的な行政運営に努める。

主な改革推進項目		改革推進の方向性
地域協働の推進		統一された推進組織体制の充実を図る
地域活動への支援		市民・団体への支援、協働体制づくり

連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
協-01	地域自治組織の見直し	区長制度・自治会制度・公民館制度等のあり方を検討し、地域自治組織の確立に向けて見直しを進める。	企画政策課 生涯学習課 各支所地域振興課	実施	実施	実施	実施	実施	協-01
協-02	統廃合後の廃校となった学校施設の利活用	廃校となった小学校の校舎、体育館及びグラウンドの有効活用により、地域の活性化につなげる。	教育総務課 関係各課	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	検討・協議 実施	協-02
協-03	「がんばるひと応援事業」の実施	「大洲市がんばるひと応援事業補助金交付要綱」に基づき、地域づくりにがんばるひと(団体・地域等)が行う事業を支援する。	企画政策課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	協-05
協-04	県・市町連携による事業の推進	県と市町による連携推進プランを策定し、「チーム愛媛」として連携して課題の解決を図る。	企画政策課 関係各課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	新規
協-05	過疎地域(中山間地域)での公共サービスの確保	過疎化が著しい中山間地域において、住み続けることができるより良い生活環境を確保するため、各地区との協働により、補助制度を活用しながら、関係機関と連携を図り必要な施策に取り組む。	企画政策課 関係各課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	新規

7 組織・機構の改革

市町村合併後の組織・機構、本庁・支所間の連携や機能のあり方については、社会情勢等により多様化する行政課題に柔軟に対応するため、事務の効率化、組織のスリム化など、組織・機構の適切な構築を図る。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
本庁・支所の役割(機能)の見直し	支所機能の検討
施設運営の見直し	施設のあり方の検討



連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
組-01	組織・機構の見直し	事務の効率化、組織のスリム化を進めるため、組織・機構の見直しを行う。	総務課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	組-01
組-02	本庁・支所の役割(機能)の見直し	支所機能の随時見直しを行う。	総務課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	組-02
組-03	診療所のあり方の見直し	診療所の運営のあり方、運営の健全化を検討する。	保険年金課 保健センター 長浜支所地域振興課 河辺支所地域振興課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	組-08

8 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりがコスト意識や経営感覚を持ち、業務において適切な対応ができる能力開発のため、人事評価制度や各種職員研修を実施する。これらにより、職員の資質・公務能率の向上、組織の活性化、公務員としての倫理の確立などが図れるよう努める。

また、その能力が十分発揮されるよう職員を育成していくため、計画的な人事異動を行う。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
職員の意識改革と人材育成	計画的な職員研修、人事異動の実施



連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
人-01	人材育成基本方針に基づく職員研修の実施	人材育成基本方針に基づき、職員研修の実施計画を作成し、具体的な取組みを推進する。	総務課	計画 実施	計画 実施	計画 実施	計画 実施	計画 実施	人-02
人-02	女性職員の管理職への登用	女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、管理職に占める女性職員の比率を向上させる。	総務課	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	新規
人-03	財務会計事務処理能力の向上	適正で迅速な会計事務が行えるよう職員の能力アップを図る。	会計課	検討・協議 一部実施	検討・協議 一部実施	検討・協議 一部実施	検討・協議 一部実施	検討・協議 一部実施	新規
人-04	戦略プロジェクトチーム設立による政策立案	総合計画策定にあわせて、若手職員を中心とした庁内横断的な戦略プロジェクトチームを編成し、各種テーマについて政策立案や提言を行う。	企画政策課	検討 実施	検討 実施	—	—	—	新規

9 行政情報の公表

「大洲市行政改革大綱」及び「大洲市集中改革プラン」による行政改革への取り組みについては、行政評価制度によるPDCAマネジメントを展開することで、その進捗状況を管理する。また、この取組状況、達成度を市民に分かりやすい形で公表し、市民からの意見聴取、市民の行政参加等の促進を図る。

財政情報については、市民に対してわかりやすく公表する。

主な改革推進項目	改革推進の方向性
改革の適切な進捗管理の実践	行政評価などを活用した進捗管理
取組状況と成果の公表	財政状況の公表



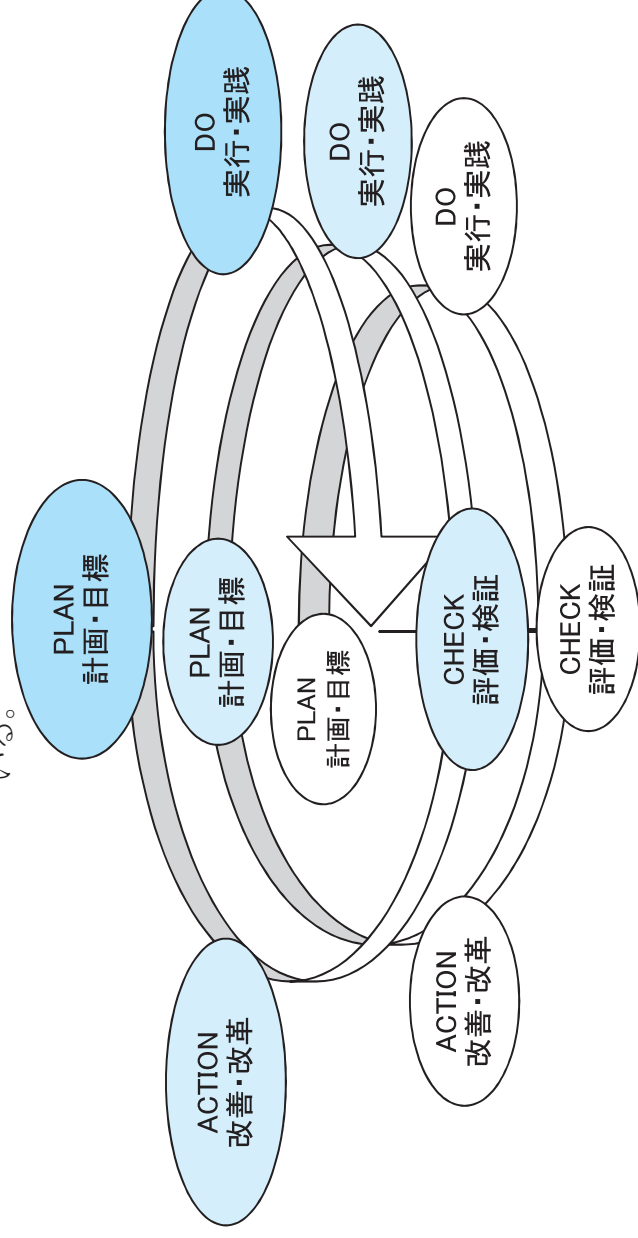
連番	改革推進プログラム	改革内容／方針	主担当部局	年度別実施予定内容／数値目標など					第2期 取組状況
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
公-01	行政評価制度の活用による 結果の公表	行政評価の評価結果をインターネット等 を活用し分かり易く公表を行う。	企画政策課	検討 実施	実施	実施	実施	実施	公-01
公-02	財政状況の公表	市民に分かりやすい財政状況の公表を 行う。	財政契約課	実施	実施	実施	実施	実施	公-02

IV 集中改革プランの実践（PDCAマネジメントサイクル）

「大洲市 集中改革プラン」で取り上げられる「改革推進プログラム」は、各担当部局（主管課（所））において、責任を持って実践していくとともに、その改革推進の状況を把握し、不断の見直し・改善を進めることで最高のパフォーマンスをあげられるように努めることを求めるものです。また、その取り組みの状況は、常に市民のみなさまに公表できる状態にしておく必要があります。

この目的のため、行政運営の中で、行政評価システム（事-01、公-01に係る項目あり）などを用いて、PDCAマネジメントサイクル※を確実に回していくものとします。

※PDCAマネジメントサイクルとは…業務管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という活動を順に実施し、最後の改善を次の計画（Plan）に結びつけて、らせん状に業務品質の維持・向上や、継続的な業務活動の改善などを推進していく手法。典型的なマネジメント手法として、経営活動の中に取り入れられている。



○用語解説(※ 五十音順)

【**一般財源**】 使途に指定がなく、自治体が自由に使うことができる収入（市税・地方交付税など）のこと。

【**公の施設**】 自治体が、住民の福祉を増進する目的に設置する施設のこと。

【**合併算定替**】 合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を算定することで、合併年度及びこれに続く 10 年度については全額が保証され、その後の 5 年度は段階的に縮減する。

【**義務的経費**】 歳出の内、支出が義務付けられ、任意に削減することのできない経費のことで、人件費・扶助費・公債費のこと。

【**行政評価制度**】 政策・施策・事業・事務事業において、行政活動の結果、それが本来求めていた目的に対して、どれだけの成果が上がったのかを客観的に把握・評価し、その結果を次年度以降の行政活動に反映させていく仕組み。

【**経常収支比率**】 財政構造の弾力性を判断する指標。人件費・扶助費・公債費等のように経常的に支出される経費に、市税・地方交付税等のように経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が高いほど、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

【**公債費**】 自治体が借り入れた地方債を返済する費用のこと。

【**財政調整基金**】 自治体の年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、予想できない収入の減少や緊急的な支出などに備えておくもの。

【**実質公債費比率**】 一般会計等だけでなく、繰出金のうち公営企業債の償還に充てた額を含めた一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準財政規模（元利償還金等に係る交付税算入額を除く。）に対してどのくらいの割合かを示す指標。

【**指定管理者制度**】 公の施設の管理に関して、従来の公共的団体等への「管理委託」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度。この制度により民間事業者もこれら施設管理にあたることができる。

【**地方交付税**】 国税の内、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額で、どの自治体も同じように行うべき事務をすることができるよう一定の基準で国が交付する税のこと。普通交付税と特別の事情を考慮して交付される特別交付税がある。

【**投資的経費**】 歳出の内、施設・道路建設など資本形成のためのもので、将来に残る施設等を整備する経費のこと。

【**特定財源**】 特定の目的のために使われる収入（国庫支出金など）のこと。

【**標準財政規模**】 標準的な状態で通常収入が見込まれる自治体の一般財源の規模。どのような経費にも使うことができる収入の規模を示すもの。

【**扶助費**】 生活保護法などの法令に基づき支給する扶助の経費のこと。

【**普通会計**】 総務省の定める会計区分のひとつで、自治体ごとに各会計で経理する事業の範囲が異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分のこと。

【**ラスパイレス指数**】 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数。

【**臨時財政対策債**】 国の財源不足により、本来は交付される地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん自治体で借金をしてまかなっておく借入金のこと。

